

出産・育児休会制度について

日本エステティック協会はエステティシヤンの職能団体であり、会員の99.5%が女性会員です。このたび、協会では、出産・育児を理由に一時的に休職や退職された会員の支援として休会制度を設けました。

正会員(認定エステティシヤン以上の資格保持者)の方の会費を免除し、「休会」とするという⁰ことで、引き続き協会とのつながりを持ち、出産・育児後もエステティシヤンとして活躍できることを目的としています。

【期間】

休会期間は申請された年度の翌年度(4月1日～翌年3月31日)

なお、休会期間翌年度、「保育所入所不承諾通知書」の写しをもとに、さらに1年間延長することが可能です。(2017/06/30改訂)

※新たに出産・育児休会申請を行う、または休会の翌年度の会費を納入しない限り、翌年度4月1日から自動的に退会となります。

※また、休会期間中に年度半ばであっても途中復会することもできます。

【会費納入の免除】

休会すると、休会期間中(申請年度の翌年度:4月1日から翌年3月31日)の会費が免除されます。

【権利の停止と継続】

休会すると、休会期間中は次の権利が停止されます。

◎ 代議員選挙の選挙権及び被選挙権

◎ 代議員にあっては社員総会での議決権

◎ 理事及び委員等への就任

※代議員及び理事、委員等に就任している場合、各職を辞任するものとします。

※停止した権利は「復会申請」により復会しても、新たに理事・委員等に選任される以外復帰しません。

ただし、休会していても、次の権利は継続されます。

◎ 協会が主催する講習会等、会員価格での参加

◎ AJESTHE賠償責任保険への加入

◎ 会報誌、その他協会発行物の受取

◎ 登録サロン及び登録教室の申請及び更新

◎ AJESTHE認定講師の更新(更新期間を休会期間の1年延長:2017年度休会申請以降対象)

【申請手続】

申請年度までの会費が完納されていることを条件に、次の書類を提出することで、休会の手続きができます。

出産・育児休会申請書…申請書は協会ホームページからダウンロード、または協会事務局あてに請求。

申請書に必要事項を記入し、署名・捺印してご提出ください。

提出期限…休会しようとする年度の前年度3月31日まで

※**出産日から1年以内にご申請ください。但し、出産日が2015年6月2日以降のものに限り**ます。

提出先…一般社団法人 日本エステティック協会 事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-6 垣見麹町ビル4F

※休会理由の根拠となる「第三者による証明書」

(母子手帳に記載されている交付日と、申請者のお名前が分かるページの写し。表紙等)を申請書に添付してください。

※ご不明な点がございましたら協会事務局にお問合せください。

【申請の受理】

「出産・育児休会申請書」が受理された場合、「正会員休会承認決定書」をご送付いたします。その決定書を持って、翌年度の休会が決定されます。